

公立大学法人宮城大学ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン
推進委員会設置要綱

令和7年3月12日

理 事 長 決 裁

(設置)

第1条 公立大学法人宮城大学（以下「本学」という。）に、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン（多様性、公平性及び包摂性を尊重した教育、研究及び就労環境の実現。以下「DEI」という。）に係る施策を推進するため、DEI推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会に係る所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 DEIに係る学内の現状調査及び分析に関する事項
- 二 DEIのために必要な啓発活動に関する事項
- 三 その他DEIに関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 理事長が指名する理事及び副学長
- 二 学群長、基盤教育群長及び研究科長
- 三 事務局長
- 四 その他理事長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員のうちから理事長が指名し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事長及び学長は、委員会の会議に出席することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。